

新潟県柏崎市創業支援利子補給金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新分野での起業及び業種転換を促進し、新たな産業及び雇用の創出を図るため、中小企業者等で、創業又は新たな事業の展開等（以下「創業等」という。）に要する経費として、金融機関から融資を受けたものに対し、予算の範囲内で当該融資に係る利子に対して、利子補給金を交付することについて、新潟県柏崎市補助金等交付規則（昭和50年規則第29号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「中小企業者等」とは、市内に住所（法人の場合は本店登記）及び事業所を有し、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項第1号、第2号及び第5号に規定する中小企業者
- (2) 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に規定する事業協同組合、事業協同小組合、企業組合及び協業組合
- (3) 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人
- (4) 前3号に定めるもののほか、市長が認めたもの

(補助対象者)

第3条 利子補給金の交付を受けることができるものは、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内で創業等をしようとする、又は創業後5年（第5条第2項後段の規定による特例を受ける場合は、創業後1年）を経過していない中小企業者等であること。
- (2) 当該業種が、日本標準産業分類（平成25年総務省告示第40

5号)に定める建設業、製造業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス事業及びサービス業(他に分類されないもの)であって、次に掲げるものを除く業種であること。

ア 不動産業、物品賃貸業のうち不動産取引業及び不動産賃貸業・管理業

イ 学術研究、専門・技術サービス業のうち学術・開発研究機関

ウ 宿泊業、飲食サービス業のうち旅館、ホテルを除く宿泊業

エ 生活関連サービス業、娯楽業のうち競輪・競馬等の競走場、競技団、遊戯場、芸ぎ業及び娯楽に附帯するサービス業

オ サービス業(他に分類されないもの)のうち政治・経済・文化団体及び宗教

カ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業及び同条第13項に規定する接客業務受託営業

キ 一時的又は投機的なもの

ク 国又は地方公共団体の経営するもの及び国又は地方公共団体から多額の出資又は資金援助を受けているもの

ケ アからクまでに掲げるもののほか、公序良俗等の観点から対象とすることが適当でないと市長が認める事業

(3) 第4条に規定する融資を受け、当該融資に係る利子を支払っているものであること。

(交付対象融資)

第4条 利子補給金の交付の対象となる融資は、次の各号のいずれかの融資で、対象限度融資額は、500万円(当該融資額が500万

円に満たないときは、当該融資額)とする。

- (1) 市内の金融機関における創業向けの融資
- (2) 株式会社日本政策金融公庫国民生活事業における創業向けの融資
- (3) 新潟県中小企業創業等支援資金
- (4) 新潟県柏崎市地域産業活性化資金
(利子補給金の額)

第5条 利子補給金の額は、前条の交付対象額に係るその年度の利子支払額(償還の遅延に係る利子支払額を除く。)に利子補給利率を乗じ、当該融資の利率で除して得た額(当該額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額)とする。

- 2 前項の利子補給利率は、前条の当該融資利率の年1.0パーセントを超えた部分の利率とし、年2.0パーセントを上限とする。この場合において、市長が発行した特定創業支援を受けたことを証する証明書を有し、当該証明書に記載された特定創業支援終了日から6月以内に創業した者であり、かつ、当該証明書に記載された有効期限内に前条の融資を受ける者については、前条の当該融資利率とし、年2.0%を上限とする。

(利子補給の期間)

第6条 利子補給の期間は、融資を受けた日から起算して5年間とする。ただし、利子補給の対象となる期間中に次の各号に掲げる事由が生じた場合の利子補給の期間の終期は、それぞれ当該各号に定める日とする。

- (1) 償還期限を繰り上げて償還を完了した場合 償還を完了した日
- (2) 市外へ移転した場合 移転した日
- (3) 事業を休止又は廃止した場合 休止又は廃止した日

(補助金の交付条件)

第7条 規則第5条第1号に規定する軽微な変更は、交付決定額の1

0分の2を超えない範囲におけるものとする。

(様式)

第8条 利子補給金の交付申請書その他の書類の様式は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 柏崎市創業支援利子補給金交付申請書（別記第1号様式）
- (2) 柏崎市創業支援利子補給金交付（変更交付・不交付）決定通知書（別記第2号様式）
- (3) 柏崎市創業支援利子補給金変更交付申請書（別記第3号様式）
- (4) 柏崎市創業支援利子補給金実績報告書（別記第4号様式）
- (5) 柏崎市創業支援利子補給金確定通知書（別記第5号様式）

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、平成36年3月31日限り、その効力を失う。ただし、利子補給金の支払については、平成41年5月31日までの間は、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。